

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	平成29年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	平成29年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	29四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	<b>教 育 民 生 常 任 委 員 会</b>			会議年月日	平成29年11月20日 (月)		
				会議時間	9時57分～12時21分 13時12分～14時28分		
出席委員	委 員 長 安 岡 明						
	副 委 員 長 大 西 友 亮						
	委 員 藤 田 豊 作						
	委 員 矢 野 川 信 一						
	委 長 西 尾 祐 佐			欠席委員	委 員 上 岡 礼 三		
その他							
執行部出席者	保健介護課長 山 崎 豊 子			教 育 長 德 弘 純 一			
	" 課長補佐 大 原 直 史			学校教育課長 山 崎 行 伸			
	" 健康増進係長 山 本 修			生涯学習課長 小 松 富士夫			
	" 地域保健係長 竹 本 美 佳			生涯学習課長補佐 谷 口 公 久			
	福祉事務所長 小 松 一 幸						
	市民課長 川 崎 一 広						
	" 国保係長 池 田 裕美子						
事務局	事務局長 中平 理恵						
	局長補佐 山本 真也						
記 録							
平成29年9月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

## ■所管事項の調査

### ●予防接種・各種健診等の受診状況について

【説明：山崎保健介護課長】予防接種の接種率については、平成26年度までは対象者数を把握し、受診率を出していたが、予防接種の種類によっては年度を超えての接種となる場合もあり、対象者数を把握することが困難となったため、平成27年度からは接種率を算出することができなくなった。

小児を対象とした予防接種について、B型肝炎は、平成28年10月より開始されている。三種混合、四種混合、ポリオについては、24年11月より四種混合となり、現在では生後3か月から90月に至るまでの間で四種混合接種ということで行っている。ポリオは四種混合に含まれたのでポリオのみは減っている。子宮頸がんワクチンについては現在積極的勧奨を差し控えている関係で26年度から接種者数がかなり減ってきている。

高齢者を対象とした予防接種は、高齢者肺炎球菌は25年4月から開始となっている、対象者の年齢は年度末現在の年齢で65歳、70歳、75歳、80歳と5歳きざみで対象年齢としている、1回だけの接種。高齢者インフルエンザは25年度からは6,000人を超えるくらいで推移している。

【質疑：西尾委員】接種者数、接種率について、他市町村と比べ、多いのか、少ないのか。

【答弁：山崎保健介護課長】どの市町村も接種率が出てないので、比較できない。

【質疑：西尾委員】この数字を見て担当課としては上げていこうとしているのか、そうではないのか。

【答弁：山崎保健介護課長】高齢者に対する予防接種は、病院の入院患者や、介護施設入所者等については、インフルエンザが発症し、施設全体でインフルエンザが蔓延してはいけないというふうな心配もあるので、施設とか病院内では予防接種を勧められている状況にはあると思う。高齢者の方は努力義務があるというふうになっていないと思うので、個人が予防接種を受けるかどうかについては、上げていかなければならないというふうには言いかねるが、施設、病院の方は必要ではないかと考える。

【説明：山崎保健介護課長】特定健診について、国からは平成31年度の目標値で60%以上という数値が示されているので、それに向けて上げていかなければならないと考えている。右肩上がりでは上がってはきているが、29年度、まだ、データとしてはでてないが、上がる率が27年から28年に上がったようには上がってないのではないかと思う、横這いか前年並より上ということを目指して29年、30年といきたいように考えている。

【質疑：安岡委員長】特定健診の受診率は28年度43%で、県平均、幡多の他市町村と比べると四万十市が高いので努力がみられる。がん検診の受診率はどうなのか。

【答弁：山崎保健介護課長】がん検診について、肺がん検診については、27年度から28年度は上昇している。幡多郡内では、黒潮町、宿毛市などと比べても大体同じくらいの受診率である。ただ、胃がん検診の28年度受診率は下がっている。現在バリウムでの検診であるが、今後、胃カメラの方に移行していくのではないかということで、胃カメラとバリウムの方と各市町村で選択するようになっているが、今後、30年度についてはどちらかを選択し希望で受診できるような体制をつくっていききたいと考えている。

### ●スポーツ振興について

【説明：小松生涯学習課長】児童、生徒、団体等の各種大会での成績がどのようになっているかというような調査ということを知っていた。生涯学習課では毎年、優秀な成績を収められた方に対してスポーツ賞という表彰式を行っている。そのスポーツ賞の中でも優秀賞という賞があり、この賞は、本市に住所を有し、全国大会で入賞、四国大会で3位以上、高知県大会で優勝及びこれらと同等の功績があったと認められる者。または選考委員会が表彰に値すると認めた者に対し

て賞を贈っている。第12回平成28年度については、小学生5種目で13人、中学生4種目12人、団体で小学生1種目1団体、2種目4団体に賞を贈っている。

**【質疑：安岡委員長】**スポーツの振興については、オリンピック等も近づいているということで、私も相撲をやっていた関係で、父兄の皆さん方の関心もあり、本市の取り組みについて聞かれることもある。また一般の方からも本市のスポーツの振興についての力の入れ方についても聞かれたりすることがあったので、今回、調査をすることとした。学校でのクラブ活動、地域のスポーツ少年のサークル活動等について、理解できた。ただ、これは結果をあげているだけになるかと思うので、スポーツの振興に対しての学校教育課、あるいは生涯学習課の状況の把握というか、あるいは目標というかスポーツ振興については今後も力を入れていくべきではないかと感じている。どのスポーツもかなり地元の人たちの応援があつたりとか、育てるといことがないとなかなか続かない、指導者が代わつたりすると、継続してスポーツの振興を図っていくのは大変である。特に中学校ではクラブ活動で先生が付いておられる時間がかなり厳しい状況にあるというような報道もあるので、そういったあたりについて教えてもらいたい。

**【答弁：小松生涯学習課長】**生涯学習課としては、スポーツ振興については市民の皆さんがスポーツしていただき健康で暮らしていこうというふうなテーマで取り組んでいるところではある。競技的なスポーツ振興の面はまだまだ不自由な面があろうかと捉えているところで、競技力を伸ばしていくためにはできるだけ優秀な指導者が必要とも思っており、今後、オリンピックも開催されることから指導者の育成、競技力の向上、この2つに重点をおいて取り組んでいく必要があるのかなと考えている。

**【答弁：徳弘教育長】**学校における部活動においても大変競技力向上につながっている例もある。今丁度、学校長との人事ヒアリングも行っているので、特に中学校において、どういう部活動を編成して誰が指導者についているかということも把握しながら子ども達の競技力の向上といったところも学校教育の中で参画できるところは参画していきたい。また、スポーツ少年団においても、いろんなかたちで活動しているので、生涯学習課とも連携をとって、スポーツ少年団の状況、指導者の状況も把握しながら競技力の向上に努めてまいりたい。なお、県の方でも、今年、知事部局の方に競技力向上の部局ができたので、おそらく新しい施策もできると思うので、そこでも協調を図っていききたいと思う。

## ●学童保育の現状と建設計画について

**【説明：小松生涯学習課長】**現状について、保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校就学児童に対し、放課後に生活の場や適切な遊びの場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）は中村地区6校区及び西土佐地域1校区で実施している。建設計画については、現状を踏まえ、現時点で受け入れてきていない学級や今後受け入れが困難となることが想定される学級を優先して施設整備を実施したい。今年度東山小学校は3学級専用の施設ができた。平成30年度以降については、具同小学校学童施設、中村南小学校の学童施設の順番で整備をしていく予定。施設整備補助金は国が2/3、県が1/6で、市の負担は1/6。

**【質疑：西尾委員】**29年度東山小学校で、30年度以降、具同小学校、中村南小学校ということだが、具同小学校は具体的に建設するとなっているのか。

**【答弁：小松生涯学習課長】**まだ、決定ではない。生涯学習課として、より優先度が高いのが具同小学校ではないかというふうに考えており、できたら、来年度の当初予算で要求をしていきたいと考えている。

**【質疑：西尾委員】**中村小学校が入っていないのもどうということなのかなと思う。学校再編の問題等のことで、学童の受入れも多くなるのではないかということが予想されるのではないかと思っている。具同小学校に整備する場合は、どこの場所になるのか、そういう検討はされているのか。

**【答弁：小松生涯学習課長】**まだ、詳細なことは決まってないが、昨年度も予算要求はしていた。現在の計画ではまなびの館の既存施設があって、その横に広いグラウンド的なものがあるので、そのグラウンドの方へ別棟での施設を建てたらということで考えている。中村小学校については現在待機児童が0ということと、入学予定者も32人ということで、所管課としてもすぐさま建設する必要があるのかというところを現在見極めている状況ということで、この計画の中には入ってきてない。

**【質疑：西尾委員】**いろいろ質問しているが、施設自体が学校内にあるのがいいんじゃないかというようなことを先進的に学童保育に取り組みられている人から聞いたが、そこらへんはどう考えているか。学校からちょっとでも道路を渡ることによって、安全面でどうなのか、目が届かなくなるのではないかと、学校側と連携がとりづらくなるのではないかと等もあるかもしれない。そこを鑑みて学校内でないところに施設があるということについてはどう考えるか。

**【答弁：小松生涯学習課長】**できれば同じ施設内に学校と学童の建物があるというのが、一番いいのではないと思うが、学校の敷地の状況にもよるので、現在、東山も別の敷地、具同小も別の敷地、中村小も別の敷地というような状況になっている。できれば同じ敷地内に建設できる条件が整えば、そちらの方で検討していきたいと思っている。

**【質疑：西尾委員】**先程も言ったが、先進的に取り組まれている方々が言うには、同じ敷地内がよりいいということを書いていたので、そこは検討してもらいたいということと、国の子ども・子育て支援整備交付金、多分来年度までではないのか。

**【答弁：小松生涯学習課長】**同じ敷地内での検討については、学校教育課との関係もでてくるので、今後検討していきたい。国の補助金の動向については、はっきりした情報が国の方からもきてないので、いつまで続くかという情報は持ち合わせていない状況。

**【質疑：西尾委員】**多分、昨年度から3年の補助金ではないかと思うが、財源を考えると、現在1/6の市の負担でできているので、施設整備を早めにやってはどうかとも思うが、それほど急いではないのかなという感じを受ける。

**【答弁：小松生涯学習課長】**来年度、2学級、例えば具同と南、両方やったらどうかというようなことと、また中村小も含めてということとなると、単年度に3つの施設を同時に進行するというのは、なかなか業務量大変なことと、今年の東山小学校だけでもかなり大変だったので、そのあたりを考えると来年度いきなり3つというのは、なかなか所管課としては考えられないところかなと思う。

**【質疑：西尾委員】**3つを同時にというのは極端な例だけど、1つもなかなか進まないような状況なのかなと、今見受けられたので、ぜひ、1つでも早くつくってもらえればという思い。

**【答弁：小松生涯学習課長】**ぜひ、来年度の当初予算には計上できるように、要求もしていきたいと思う。

**【質疑：安岡委員長】**学校統合との関係もでてくるし、予算のこともあるので、難しい部分があるかとも思うが、学校統合との問題の中でかなり不足するとか、こういったあたりは、教育委員会で、その辺まで睨んでのことなのかという気はする。33年、それ以降には統合がなされるというスケジュールはどうなるのかは別問題として、それまでは、保護者からしたら心配の問題であるので、その辺も考えていくことが、大事ではないかという気がするがどうか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**学校の統廃合の話がでたので、まず、33年4月、これ、後ほどの報告事項でも説明させてもらうが、小学校については、現時点では確定はできていないが、将来的には街中の4校と、西土佐は存続するだろうと推計しているところ。そういった中で中村小学校については、今、旧市街地の人口も減ってくるという要因もあって、推計としてはおそらく子どもの数も減るだろうと見込んでいるが、東山と具同については、増加していくという見込みをしている。先程、具同小学校の増築の話もあったが、そこについては当然のことながら委員会とし

て推計見込みをたてて、その中で定員というのを設定していかないといけないと思っている。また安全面の話も聞いたが、今、学校の中では、学力の2極化というのが進んでいるところもあり、同じクラスでも2つのクラスに分けて習熟度別の授業だったり、教室数というのは通常の普通教室、特別教室以外でも必要になってくるというような動きも見てとれている。先程言った例えば、東山小学校、具同小学校についても近い将来、長寿命化という大規模修繕をしていく中で、必要な教室数というのはおそらく増えてくるのではないかといいるところもあり、学校の空き教室を活用するというのは、少し厳しいというようにも考えている。ただ、言われたように推計人口、子どもの数を見ながら、そういった必要な教室数というのは確保したうえで、施設内なのか外なのかということも併せて検討していくべきだろうということも考えている。

### ●福祉避難所の協定内容と充実に向けた取り組みについて

**【説明：小松福祉事務所長】**福祉避難所については、大規模災害時においては避難所生活が長期化するという場合に、高齢者とか障害者等、要支援者の方々が体育館などの一般の避難所で生活するという事は、非常に困難ということが予想されている。そこで、要支援者等の避難所として、一時的に開設する避難所、これを福祉避難所と言っている。福祉避難所の開設先であるが、障害者関係は当然、障害者福祉施設、高齢者は老人ホームなどの高齢者福祉施設ということになってくる。高齢者福祉施設関係については後程保健介護課長からも説明があるが、私からは、障害者関係の福祉避難所についての内容について説明する。

福祉避難所の協定は、地域共助型福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結しており、協定の相手方は社会福祉法人一条協会で、一条協会については障害者入所施設わかふじ寮が古津賀にあり、障害者支援施設わかふじ寮が蕨岡にある。この2施設との協定している。協定内容は、この協定の特徴として地域、この場合は古津賀と蕨岡ということになるが、地域も交えた協定書ということになっている。協定月日については、平成26年2月18日になっている。

協定内容のポイントは、第7条に要援護者支援というところがある、甲及び乙が行う要援護者に対する支援等は次のとおりとするということで、第2項で、甲（市）が福祉避難所の開設にあたり、担当職員を施設に配置し、市災害対策本部と情報共有を行うとともに、施設管理者と調整を行いながら次の用務を行うということで4点あげている。1つには福祉避難所における必要な物資やボランティアの派遣要請、それから、2では要援護者の退所や新たな受入、あるいは3で医療機関への移送といったことなどの内容になっている。これが、市側の役割、そして、3以降は施設側に役割になる、乙、施設側は市からの要請に基づき、施設の有する設備及び人材の有するノウハウを提供することにより、福祉避難所の機能が最大限活かされるよう次の用務を行うということで、これも4点うたっている。1つには要援護者の生活スペースの確保、2つには要援護者への食料及び日常生活用品費等の提供、3とばして、4は身体介護等の福祉サービスの提供といったことなどがうたわれている。そして、地域共助型ということで第10条に地区の役割をうたっている、施設所在地の古津賀及び蕨岡（下分）になるが、この両地区は市又は施設から人的な支援や物資の要請を受けた場合はこれに協力するといった内容になっている。

補助事業については、この福祉避難所として指定を受けた避難所については区市からの補助事業があり、備品類等の補助がある。補助対象は福祉避難所での生活用品とか、救助及び避難等のために必要とされる機材等となっており、具体的に言うとわかふじ寮の場合は災害用の煮炊き釜、パーテーション、その他災害用のトイレ等を購入している。補助限度額は120万円となっており、補助率は120万円におさまれば10/10ということになっている。市が1/2、県が1/2ということになっている。

**【説明：山崎保健介護課長】**保健介護課からは高齢者を対象とした福祉避難所について、説明する。協定の締結先は特別養護老人ホーム、中村地域で3施設、西土佐地域で1施設ある。中村地

域は、安並にある特別養護老人ホーム四万十の郷で、26年3月31日に協定したが、その後、28年3月28日に安並、安並団地と一緒に地域共助型として協定を結んでいる。また、右山南区緑が丘団地を地区として特別養護老人ホーム夢の丘と平成27年8月13日地域共助型ということで協定を結んでいる。そして、古津賀第二団地雅が丘団地の地区と特別養護老人ホーム光優と29年2月23日地域共助型で協定を結んでいる。西土佐地域については特別養護老人ホームかわせみと協定を平成27年9月18日に協定を結んでいるが、今現在のところ地域共助型ではない。

協定は、地域共助型福祉避難所の設置・運営に関する協定を中村地区3地区で結んでいる。内容については福祉事務所からも説明があったが、同じような内容になっているが、福祉避難所として指定する施設及び避難者数の指定の目標数と、福祉避難所の開設について、要配慮者の受入等について、開設期間等について、必要な物資の調達及び人的支援について、それから第8条に地区との支援協力ということで、甲乙丙丁、福祉避難所の運営に必要な人的支援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに協力するものとする。それから、この要請に可能な限り応じられるよう福祉避難所の周知、住民の協力、住民の連携強化に努めるとともに市や施設の実施する福祉避難所運営訓練等の事業に対しても協力するものとするといった内容になっている。

福祉避難所に対する補助事業については、高齢者の施設に対しても同じように補助事業があり、消耗品、機材等で、補助率は県1/2、市1/2、紙おむつ等の消耗品や避難所に設置するパーテーション等の機材等、補助限度額は120万円、それからそういった必要な備品を保管する保管庫について、補助上限額60万円、運営訓練費用として補助上限額60万円といったような内容になっており、四万十の郷、夢の丘、光優、かわせみについて、これらの補助制度を利用して備品や倉庫等を購入している。

福祉避難所の充実と今後の取り組みについては、福祉避難所の運営について、平成28年10月23日（日）に、まず1回目、四万十の郷で運営訓練を実施した。出席者は、四万十の郷で8名、安並地区自主防災組織の方が4名、県の関係者の方が4名、四万十市の関係所管課で合計23名、その他、他の福祉避難所に指定されている施設の方が18名、合計で57名参加して3時間程度の運営の訓練を行った。取り組みの充実内容については、四万十市の福祉避難所連絡協議会を設置し、年2回程度、関係者で情報の共有や運営訓練の実施計画等を協議することとしている。第1回目の会は29年3月22日、福祉避難所の概要等について説明し、情報の共有を図った。第2回目は29年7月5日に福祉避難所の設置運営マニュアル作成について協議した。今後については、福祉避難所でガイドライン等必要であろうとのことで、第1回目の運営訓練の問題点等を踏まえてマニュアルを作成するように所管課で準備している。

**【質疑：西尾委員】**地域共助型の協定は、地域を入れることにより、地域の関わりをしっかりと意識づけしていくためのものなのか。また、運営訓練の内容はどのようなものなのか。

**【答弁：大原保健介護課長補佐】**高齢者の福祉避難所の場合、施設の方でも対応してもらおうが、受入先の施設においては、入所者もあり、通常の業務もあるので、地域で手伝っていただける方にはパーテーションの設置とか、避難者の誘導とか、施設の方とのパイプになっていただきたいとかいうことを踏まえ、できるかぎり地域の方に協力していただきたいということで地域共助型の協定を結んでいる。運営訓練については、施設と担当課とどのような訓練をしたいのか協議し、前回は一般避難所から福祉避難所へ高齢者の方がくるということ想定したもので、玄関から避難スペース入るまでを実施した。今後は、パーテーションの設置の訓練等も実施していきたい。

## ■所管事項に関する報告

### ●小中学校の再編について

**【説明：山崎学校教育課長】**再編計画案については、昨年7月から検討委員会を設置し、十分審議いただき、今年度6月答申をいただいたので、答申を尊重し計画案を作成した。

基本方針は、1点目は、再編の目的は子どもたちにとってより良い教育環境の確保と整備を基本として進めるもの。2点目は、少子化は続くものと予想され、長期的な視点の中で適正な学校規模としていくためには、学校再編をどうしていくべきか。3点目は、各校区の児童数・生徒数の減少により複式学級も増えてきているので、緊急性の高いものから取り組んでいく。望ましい学校規模の目安を基本とする。一気に地区内から小中学校をなくすのではなく、中学校の複式解消及び適正規模化を優先させ、小学校については、保護者・地域の意見を参考にしながら当面の間存続させるなどの配慮も行う。4つ目は検討委員会の付帯意見も参考に組み合わせる。付帯意見については、学校環境の変化への配慮、安全・安心な通学方法の確保、短期間に再編を繰り返さないよう配慮、学童保育施設の充実、多様な学習形態への対応、保護者・地域等への配慮ということ。

学校再編の必要性については、生活面への課題、学習面への課題、学校運営での課題により、再編に取り組む必要があるということになっている。市教育委員会が目指す豊かな人間性やたくましく生きるための生きる力を育むためには、児童生徒が多様な考え方を持つ一定集団の中で切磋琢磨し、協調性、社会性を培うためには、一定規模以上の学校規模を確保する必要がある。さらに、教育環境の充実ということで、学校施設については、緊急を要するものから、計画的に大規模改修を行っていく必要があることや、ICT教育環境や冷暖房等の施設整備についても整備していく必要がある。

また、望ましい教育環境については、クラス替え、クラブ活動等の課題等を踏まえ、望ましい学校規模について、小学校は、通学距離や地域性を考慮し、1学年5人の3班で15人程度で6学級で90人以上としており、中学校についてはクラス替えのできる25人の2クラスでの学年規模で50人程度で150人以上としている。これは平成20年3月策定の規模適正計画を現在2次計画も踏襲しているもの。

今後のスケジュールについては、中学校の再編については、平成33年4月を目標に取り組んでいきたい。なお、今後再編に伴い必要とされる学校施設整備スケジュールによっては目標年次の見直しを行うものとなっている。特に、八束中、東中筋中、中筋中の中村西中に統合する案については、中村西中の大規模改修が必要になってくるので、この工期によっては目標年の見直しもありうるので、それについては弾力的にしていきたいと考えている。配置規模については、中村中、中村西中、西土佐中3校にする再編案である。小学校については、まず中学校から先行実施したいと考えているが、保護者からの要望があれば、委員会としては再編について考えていきたいと思っている。そういったことから、将来的な目標年度は定めていないが、配置計画については将来的な配置計画と位置付けたものを考えており、計画では5校ということで考えている。中学校の再編については、十分な事前交流、31、32年度の2か年を考えている。またスクールバスの導入等も検討していく。再編後の休廃校舎の利活用について地区からご意見もあると思うので、使途については地元等と協議のうえ、地元の意向をできる限り反映するよう努める。

地区説明会については、来週22日より今年度末にまず第一順、西土佐を除く13小学区をまわる予定。全ての日程はまだ固まっていないが、来週22日より地区説明に入る。

**【意見：矢野川委員】** 現在「住民と議会との懇談会」を行っているが、ほぼ全地区でご意見が出ている。地区からは学校がなくなるとさびれてしまうのでは等心配されている。休廃校となった学校をどうしていくのか、行政との絡み、これを重視しなければならないと、懇談会をしていく中で考えさせられる課題であると思っている。教育委員会だけでなく、行政として方向性を出していただきたいという意見。

**【質疑：安岡委員長】** 答申に沿った計画と思うが、答申と変わっている点はあるのか。また文科省から統合についての指針を出されていると思うが、市教委として出された案は通学距離とか、クラスの人数とかは合致しているのか。

**【答弁：山崎学校教育課長】** まず、答申書と内容が異なる部分としては、検討委員会では複式が進行しているということで、小学校を先にすべきというご意見をいただいていたから、再編を二度経験させてはいけないということで、中学校から先行実施ということになった。ただ、その中で小学校も目標年度を定めるべきということについては、最終的に答申でも整理はできなかったようで、教育環境を第一に考えるべきではあるが、一気に小中学校をなくすることは、地域への影響も大きいというところで、答申にはない部分として、計画では、保護者・地域への配慮事項を入れさせてもらった。検討委員会の意識としては同じものであり、計画で大きい変更はないものと思っている。

通学距離については、小学校は4キロ、中学校は6キロで、スクールバスでの移動時間は1時間以内というものはある。そういったものの範囲内である。

**【質疑：安岡委員長】** 私の地元の下田地区でも学校がなくなることに對し抵抗があると思う。小中学校の生徒数が減ることはいたし方ないが、地域の子どもをなんとかして増やす、そういう取組について行政と連携しての方向性はどうか。

**【答弁：山崎学校教育課長】** 市長部局との調整、跡地利用については、現在集落活動センター、企業誘致等で利用はしているが、ほかのところを見ても行政主導では続かないところもあり、企画広報課とも連携し取り組んでいきたいと思っている。人口増の取組については、中村中学校に統合する予定の地域は特に子どもの数が減っている。人口増に取り組みながら将来的な人材育成の観点からも子どもの教育環境を考えたものにしていくと説明していくことになる。

**【質疑：安岡委員長】** 中学校については、平成33年4月目標で取り組み、小学校はそのあとではあるが、保護者・地域から要望があれば対応するというのか。

**【答弁：山崎学校教育課長】** 中学校については、施設整備の絡みもあるので、若干延びる可能性もある。小学校については、地域から要望があれば対応する。地区説明会を実施し、また、地域の方や保護者等にアンケート調査も行っていきたいと考えている。

**【意見：矢野川委員】** 我々が聞く意見も地域の意見が多い。保護者の意見も大事だし、地域の意見も地域の将来を心配していることによる。そこらあたり行政と一緒に考えていく問題である。

**【質疑：西尾委員】** 大川筋中の3名の学年は。また、それは33年からなのか。県中に行ったりして生徒数0になった場合はどうするのか。

**【答弁：徳弘教育長】** 平成32年から3名で、1年2名、2年1名。保護者から早めに統合したいという意見があれば考える協議はしたい。

**【質疑：西尾委員】** 今は要望はないのか。

**【答弁：徳弘教育長】** 第1次計画のときから協議はしている。市内全体的に考えていくことになり、平成28年7月第2次計画に取り組み、総合的に考えていくことになり、今の運びとなっている。

**【質疑：安岡委員長】** これ以上少なくなったらどうなるのだろうという意見もあると思われる。教育環境を整備するという点で教育委員会としてはどうするのか。

**【答弁：山崎学校教育課長】** 複式学級、小学校で先行しており、検討委員会でも小学校を先にすべきということで検討もしていただいたが、そうすると小学校で再編経験し、中学校でも再編経験するかもしれないので、それは避けるべきと。また、教員も免許外であるとか、兼務発令によって十分な教員体制が整えてないということが中学校にはあり、部活動関係で区域外入学を希望する生徒もおり、そういうことから中学校が先と。小学校中学校一気になくなると地域への影響も大きいことから中学校が先ということになっているが、小学校も保護者から一気に統合とかのご意見があれば協議には応じる。



## ●不登校の状況について

**【説明：徳弘教育長】**平成28年度四万十市内の不登校児童生徒数、不登校を理由として30日以上欠席した児童生徒数は、小学校5名、中学校は37名となっている。なお、内訳は小学校14校のうち4校、中学校11校のうち8校で、中学校の方は規模とか地域に関係なく不登校が生じる可能性があるといった状況にある。ちなみに平成19年度から平成28年度までの推移は、小学校の方は平成26年度の11をピークにし、減少傾向にある。中学校の方は以前かなり多かったが、平成24年度から増加傾向にあったが、若干昨年度、増加傾向に歯止めがかかった状況がみてとれる。

全国や高知県との推移、小学校の不登校の発生率については、全国と比べて、マイナス0.17、高知県と比べて、マイナス0.21ということで、高知県や全国より下回る発生率となっている。逆に残念ながら中学校の不登校については、全国と比べて、プラス1.85、高知県と比べて、プラス1.06ということで、高知県や全国の発生率より高い状況がある。

その不登校の要因について、1番多いのが家庭にかかる状況、いわゆる虐待も含めて家庭での養育、教育、親の関わり方の問題等、それから、親の不仲、両親の離婚、男女関係とか家庭内の人間関係も関わっての家庭にかかる状況が最も多い要因となっている。2番目に多いのが、いじめ以外の友人関係、学業の不振、部活動への不適合、進路の不安ということになっているが、一応複数回答になっているので、統計上1件につき、1つの理由でなく、いろんな複数の要因が絡んでいるということになっている。不登校以外の長期欠席があり、それについての統計は、小学校で欠席累計が30日以上の子童が15名、中学校の方が同じく43名ということになっている。その中には、病気とか、家庭の事情とかいった形のものがある。なお、経済的な理由については小学校も中学校も0ということになっている。一応そういったデータ上のことが、10月の終わりに文部科学省の調査結果が出たので、整理できたので公表した。

**【質疑：西尾委員】**30日以上欠席というのは基準があるのか。例えば15日以上にしたら増えるのか。不登校の要因は四万十市のものか。

**【答弁：徳弘教育長】**30日以上欠席というのは国の基準に合わせたもので、15日欠席にしたら変わるかもしれないが、大きくは変わらない。要因は四万十市のもの。

**【質疑：安岡委員長】**不登校は中学校で増加傾向にある。この要因は。

**【答弁：徳弘教育長】**中1ギャップといわれているものもある。小学校の学級担任制から中学校の教科により教師が変わっていくことや中学校の部活、新しい学校への適応、固定化した集団によって構築された人間関係、家庭の状況、思春期等いろいろな要因がある。

**【質疑：安岡委員長】**中1ギャップには取り組みをしていると思うが、その効果は。

**【答弁：徳弘教育長】**全国的には同じであると思うが、小中連携は行っている。小学校から中学校へは細かな情報交換を実施、また中学校で変化する子もいるので、学期ごとに必要であれば実施している。全体的に個別的に十分連携している。

## ●高知県国民健康保険事業費納付金の仮算定結果と今後のスケジュールについて

**【説明：川崎市民課長】**来年度から国保については県が保険者というかたちで加わる中で、新たな形態となる。これまで、県と市町村で26年度くらいから協議を進めてきた。今年度においては国から仮算定係数というのが、10月の中旬に示された関係もあり、それを基に来年度の県に納める事業費納付金の仮算定が行われ、11月7日に県から示されたので、説明する。

これから国保財政の仕組みが変わる。今までは、これを市町村がやっていたもの。新制度は市町村から県に納める事業費納付金と県から市町村に交付される保険給付費交付金、それをつないで県と市町村が役割分担する構図になる。まず、事業費納付金については、これまで、市町村に国費とかが流れてきていたので、市町村は自分のところで必要な保険給付費と国から入ってくる特定財源を控除した残りについて、それぞれの被保険者の方から保険税というかたちで集めて

いた。これからは、市町村は今までどおり被保険者の方から保険料の賦課徴収はするが、そのお金を更に県からの請求に基づいて事業費納付金というかたちで納めるというかたちになってくる。必要なお金としては、2つに分かれる関係上、都道府県から保険給付費交付金として市町村がもらったうえで、市町村から医療機関へ、国保連合会を介して支出されるという流れになってくる予定。

事業費納付金というのはどういうかたちで出すかということ、県では、県全体に必要な費用（医療に要する保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金）、市町村分全てを含めたかたちで、県全体での必要経費として歳出額を見込み、歳入として、見込まれる公費（定率の国庫負担金、調整交付金、県の1号の繰入金、前期高齢者交付金等）、特定財源部分を控除した残りについて、事業費納付金の総額というのを県がまず算出する。この事業費納付金総額を、厚労省のガイドラインに基づき、それぞれの個別の市町村の被保険者数、医療費の過去の水準、所得の水準等によりそれぞれ、各市町村に事業費納付金を配分する。ただし、今回算出されたものは、あくまで、国が出した仮算定係数を基にはじいたもので、本算定については、年末に厚労省の方から県の方に本算定の係数というのが示され、それを基にはじいたのが、本算定というかたちになる。

県の納付金が市町村毎にでたら、市町村ではどのような作業になるかということ、まず、それぞれ市町村の事業費納付金に、市町村個別の事業費（保健事業、出産育児一時金、葬祭費等）を足し、市町村に入る国費があり、それら市町村個別の公費（国特別調整交付金等）等を差し引くと、本来あるべき保険料額というのが出てくる。さらに、保険料の調整ということで、前年度の繰越金、余剰金がある場合については、控除するし、基金繰入金として基金を取り崩して見込む、そういう判断があるなら、更にその分も軽減させると、更にその他、法定外の一般会計繰入金で、これは被保険者に負担させるべきではないという部分は控除したうえで、保険料の金額を最終的に求めるという作業になってくる。

仮算定の概要については、算定時点ごとの公費との比較をこれまで県も含めて、市町村それぞれ行ってきた。平成28年11月から試算を行い、また仮算定、仮係数による算定も実施。確定係数が12月末に示されるので、来年1月の中旬くらいには県の本算定が行われた結果が市町村に流れてくるということ。

仮算定の方法は、今までの県・市町村との協議結果、納付金の配分の算定方式は、3方式を採用する。つまり、高知県内では、資産割を含めて、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの要素でやる4方式が県内では大多数で四万十市も4方式である。高知市と四万十町だけ、資産割がない3方式をしているが、納付金の算定においては3方式を採用というかたちになっている。医療費指数反映係数については、それぞれ市町村によって1人当たりの医療費の水準が違うので、医療費水準を納付金の配分に全て反映することとし、医療費水準が高い市町村は高い納付金を払わなければならないし、安いところは安い納付金でかまわないと、そういうかたちに算定上跳ね返ってくる。所得係数（応能応益の割合を出すための反映係数でガイドラインでは国基準を用いるというかたち）について、高知県においても国基準を用いてはじくというかたちに決まってきた。

許容範囲について、納付金を県に納めるという新しい制度で、算定方法もこれまで、市町村枠でそれぞれ算定したものとかなりの差がでてくるので、実際、平成28年度に納付金の制度があったとして30年度にかけの金額を推計で出した増分について、激変緩和を行うということが厚労省からも示されてきている。その激変緩和を行う中で、厚労省のガイドラインでは、通常自然的に上がる部分については、激変緩和をしない、なおかつ、その自然増を上回る部分での許容範囲を厚労省では1.5%未満が適当ではないかとか、そういう判断基準もあるが、それらについてはそれぞれ県で判断しなさいということになっている。ということで、高知県では自然増等については県内の総合的な自然の増加部分を自然増としたうえで、さらにそれを1%以上上回る範囲につ

いては激変緩和措置として市町村に転嫁しないと、すべて激変緩和の名のもとですべて転嫁せずに公費でみていこうという考え方にしている。

結論としては、今回の仮算定の結果、「許容範囲1%」は激変緩和に無理なく活用可能な財源6億円、6億円というのは今の見込み、その中で対応可能であるため、許容範囲は1%まではそれぞれの団体でもってもらい、それ以上の増加については激変緩和でカットするというかたちで協議が整っている。また、激変緩和措置に必要な額を試算すると4億4千万くらいで、6億なので、余るのでどうするという話になるが、それについては、県の内部でも一定精査したうえで、県財源にあてるか若しくは、市町村に転嫁する納付金を減らすか、そういうところについては今一度検討したいというところで終わっている。

激変緩和するまでの算出は、激変緩和はどこどこを比較して激変緩和とするかということ、それは平成28年度の決算を用いて、納付金制度がその当時あったとしてみなして納付金額を計算し、そして30年度も一応医療費の今後の見込み等をもとに計算すると。そういうかたちで計算したものが、平成28年度の事業費納付金は1人当たり113,155円で、30年度の見込みは、仮算定で、105,213円という試算になっているということで、30年度の算定が低いので、激変緩和がかからないという理屈になる。この差額、28年度と30年度の差額、1人当たりの差額は7,942円程度になる。総影響額として被保険者数、この算定上は、8,903人の被保険者ではじいているので、それを乗じると7,740千円程の減額、つまり、税として転嫁しなくてよくなるという見込みが今のところたつということになる。ただ、具体的に市民に転嫁されるのは、先程説明した納付金に保健事業の市町村の実質的負担額、それをプラスして、はじかなければ税率というのが出てこないというところになる。そして、もう1つ大きな要素として、徴収率、収納率がそれぞれの固有の要素として、関わってくるので、今その算定を進めてきている。それともう1つ最近の傾向として、被保険者数の減がかなり著しいような状況になっている。29年度と28年度比較すると600人程度減ってきており、今後の推計を見てみても1年当たり500人位被保険者数が今後3年間くらいは減っていくような見込みになっている。それら影響を考慮したうえで、来年度の保険税率を検討する必要がある。それと、もう1つ、市議会の一般質問においても資産割の取り扱いについては、もう時勢上そぐわないという指摘もある。平成29年度賦課での資産割が7千万円程かかっており、この仮算定の結果でもちょうど、7千万円くらい落ちるといふ部分なんかもある。ただ、先程、被保険者数の減というのがあるので、そのあたりの兼ね合いをしたうえで、資産割の縮小若しくは廃止なども含めて今後、運営協議会の方で意見を聞きつつ検討を進めたいと思っている。

医療費指数と所得指数については、四万十市は低医療費・低所得の団体となっている。数字的には、四万十市は、医療費指数は0.966、1が県内平均、県内の順序でいうと34、つまり、1番安い団体というところになっている。次に所得の比率についても0.917、県内の順位で言えば所得も低い、29位という下位の位置づけということになっている。

平成29年度のスケジュールについては、11月7日第5回運営検討協議会、市町村と県が協議し、国保運営方針、国保事業費納付金の算定方法等の決定を行い、11月10日、第3回運営協議会、県が設置している県の国庫の運営協議会、それに加え、諮問と答申を同日にもらったという話を聞いている。今後のスケジュールとして、県が12月県議会に納付金の関係条例案を提案して、来年1月には本算定結果を基にした市町村に納付金の通知を行われるというかたちになる。市町村はそれを受け、税率改正が必要かどうか、必要なら3月の市議会の方にそれをかけるようなかたちで進めるということになる。

**【質疑：西尾委員】**算定方式の説明のところで、3方式という説明があったが、3方式にすると、資産のない低所得者に負担がかかってくるのではないか。

**【答弁：川崎市民課長】**先ほどの説明では納付金の配分の算定方式の説明であり、市民に転嫁する分については、3方式にするのか、4方式にするのかはそれぞれの市町村の判断。ただ、4方

式については、不本意であるというご意見もいただくので、この際資産割の廃止についても検討できたらと所管の方では考えてはいる。

【質疑：西尾委員】市としては資産割を廃止していく方向なのか。

【答弁：川崎市民課長】3方式は、現在高知市と四万十町のみであるが、他の市町村でも資産割廃止について検討するという話もあり、またうちも市議会等でその話も出ていたこともあり、検討していきたいと考えている。

(休憩：12：21)

(正会：13：12)

## ■その他の報告

### ●四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について

— 小休中 —

田能企画広報課長から説明を受けた。

— 正会 —

【安岡委員長】産業振興や企業版ふるさと納税、移住対策について意見が出された。今後四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗に活用してもらいたい。

## ■事務連絡

— 小休中 —

・12月定例会の日程（想定）について

・11/17 四国西南地域市議会議長懇談会定期総会の四万十市提出議題について

・11/30 第2回大川村だけじゃない地方議員の会への出席について

— 正会 —

■以上で案件はすべて終了し、委員長報告は正副委員長に一任することとして委員会を終了した。